



Title	農地から軍隊へ : 現代ルワンダ農村社会を生きる彼女たちの未来と選択
Author(s)	近藤, 有希子
Citation	スワヒリ&アフリカ研究. 2018, 29, p. 38-63
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/69815
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

農地から軍隊へ

— 現代ルワンダ農村社会を生きる彼女たちの未来と選択 —

近藤 有希子

0. はじめに

「軍隊に行こうと思うの」

2015年11月、筆者の友人である当時19歳の女性がこうもちかけた。本稿の執筆は、彼女のこの言葉に端を発する。さらにもう一人、筆者が長く滞在先としてきた家族の20歳になる女性が、筆者が帰国して不在にしていた2016年11月に、軍隊に行こうと試みていたことを後に知った。本稿では、筆者にとって親しい彼女たちのこの選択が、現在のルワンダ社会において、あたかも普通に、しかし逡巡や葛藤のなかで、選び取られようとしていたものであることを描き出す。

本稿の舞台となるルワンダ共和国は、アフリカ大陸の中東部に位置する小国である。1990年より深刻な紛争が勃発し、1994年には約100日間で少なくとも50万人の犠牲を生む虐殺を経験した。多数派のフトゥ（Hutu）のエリート層や「暴漢」集団による扇動によって、「普通の人びと」が殺戮に多く動員され、少数派のトゥチ（Tutsi）やフトゥ穏健派が虐殺の対象となった（武内 2009）。隣国のウガンダ共和国から侵攻したルワンダ愛国戦線（Rwandan Patriotic Front: RPF）が、1994年7月に首都キガリを制圧、当時のルワンダ政府軍（Forces Armées Rwandaises: FAR）を撃破して、一連の紛争と虐殺は一応の終結を迎える。なお現政権となったRPFは、1959年からの「社会革命」の際に周辺国に難民化したトゥチの第二世代を中心として、ウガンダで構成された組織である。

ルワンダにおける「若者¹⁾」への視線は、これまで限られたものであった。従来、「若者」とは「大人」を理解するために補足的に記述されるばかりで、さらにその内容も、男性に関するものに限定されてきた（Sommers 2006: 16）。また虐殺後のルワンダにおい

¹⁾ 「若者」に関する定義は、本特集号における橋本の整理を参照のこと。なお本稿では「若者」を、特定の意味合いを帯びる場合や強調の場合を除いて、基本的には第1節で提示する、「少年／少女」と「成人男性／成人女性」の狭間の世代の者を指示して、括弧を付さずに記述する。

て、若者の存在は国家再建の柱として位置づけられるものの、それに関する分析もほとんどなされてこなかった (Pells et al. 2014)。一方で、国際社会からみたルワンダの若者は、殺戮集団に動員された脅威であり、教育や職を与えるべき対象として (Sommers 2006: 11-12)、もしくはトラウマを抱えた被害者であり、心理的な支援を必要とする対象として (Boris et al. 2008)、保護や管理といった援助の客体として捉えられてきた。しかし近年では、人類学や社会学の研究者によって、ルワンダの若者たちが自身の社会的なネットワークを駆使して、将来の機会をみずから獲得していく、復元力や行為主体性を有する姿も提示され始めている (Pells 2011, Lee 2012)。

ここで、虐殺後のルワンダ社会に目を向けてみれば、そこではエスニシティやジェンダーなどの差異が、まるで消失して、乗り越えられてきたかのように語られる場面に、しばしば遭遇する。実際、現政権は虐殺後、国家の統合と和解を目指して、従来存在してきたエスニシティを否定した (第3節参照)。また男女間格差の是正に向けて、国際的に注目される意欲的な取り組みをおこなってもきた (第2節参照)。

ところが、エスニシティに関しては、現政権によるその否定が、政治的および経済的な権力の「RPF化」ひいては「タッチ化 (Tutsization)」を隠すための装置であるという指摘もあり (Reyntjens 2013: 18-21)、むしろルワンダのエスニシティは、権力とのつながりのなかで強化さえされてきた (Ingelaere 2010)。それを示すかのように、「タッチ」というカテゴリーが、現代のルワンダ社会で政治的ないし経済的な機会において優遇されるという認識も、人びとのあいだに広く存在している (McLean Hilker 2012: 238-239)。

ジェンダーに関しても、ルワンダにおけるその変革が、現政権が権力を保持し、国際社会からの肯定的な受容と継続的な援助を維持するための道具として用いられてきたという指摘が存在する (Longman 2006, Burnet 2008, 2011)。そもそもルワンダのように権威主義的な状況下では、女性議員が必ずしも女性の利益を代弁する存在としてはみなされない (Burnet 2011: 330)。そればかりか農村部の一般的な女性にとっては、行政にまつわる無給の仕事は生活の負担を増やすばかりで (Burnet 2011: 321)、彼女たちの状況はなにも変わっていないという論点さえ挙げられてきた (Burnet 2011: 326-328, Debusscher and Ansoms 2013: 1128)。つまり、ジェンダー政策で賛美されてきた女性の躍進とは、しばしば都市部を基盤とするエリート層を指してきたのであり、農村部に暮らす女性たちの現実は等閑視されてきた。

このようにルワンダの人びとにとって、エスニシティやジェンダーといった差異は、

社会関係を形成するうえでいまだに重要な意味を有している。ルワンダの首都キガリにおける虐殺後の若者たちの築く社会関係に関して、たとえばトゥチとフトウの「混血 (mixed)」の若者は、いまなおその友人関係において自身のエスニシティの見せ方に拘ったり、相手のエスニシティをつねに推測したりしながら、その日常を生活している (McLean Hilker 2012)。彼らは、父親のエスニック・アイデンティティや身体的特徴、また過去や現在の経験などをもとに、他者のエスニシティを判断するという (McLean Hilker 2012: 240-241)。さらに若者たちの交際においては、現在も彼らが相手のエスニシティを気にしながら男女間のつきあいをおこなっており、またトゥチ女性に付随した崇高な美や性的魅力に関する言説の存在によって、エスニシティとジェンダーの交差する (ethno-gendered) 固定概念はいまだ再生産されている (McLean Hilker 2014: 362-364)。

本稿では、現代のルワンダ社会において、とくに農村部に暮らす未婚の女性たちが、いかに自身の未来を見据えており、また親密な者たちとのあいだでどのような調整をおこないながらそれを模索していくのかを明らかにする。その際、彼女たちの未来が、現代の「若者」としての世代のあり方とともに、エスニシティやジェンダーの差異といかに関わっているのかに着目する。軍隊へ志願しようとする彼女たちの選択やそれに伴う逡巡や葛藤は、それらの差異が交差する地点で生じる出来事として位置づけられる。

本稿に関する資料は、2015年10~12月、2016年4月、12月~2017年2月、4月、8~9月の期間に、おもにルワンダの南部州と東部州の各一農村で得られたものである。調査はルワンダ語 (Kinyarwanda) でおこなった。なお、登場する人物名には仮名を用いる。また聞き取りの内容には、フィールドノート (FN) に書き取った日付を横に付す。

以下、第1節では、現在のルワンダにおける若者たちの置かれた社会的な状況を、「若者」期の延長、農地からの退出、ジェンダー、自己責任という観点から概観する。第2節では、ルワンダの人びとにとって軍隊が身近な存在としてあることを、政治・経済環境の軍事化、地域社会の軍事化、若者の受け皿としての軍隊という点から記述する。第3節では、軍隊への志願を考えた2人の女性の事例をもとに、その選択へと至る過程を描出する。第4節では、未来に向けた2人の選択に対して、周囲の親しい者といかなる調整をおこなうのか、またその選択がどのような葛藤のなかでなされ、そこにはなにが希求されてきたのかを明らかにする。結論では以上の議論をまとめる。

1. 若者を取りまく社会環境

はじめに、現代のルワンダに生きる若者たちを取り巻く、さまざまな社会的状況を概説していく。

1.1. 「若者」期の延長

ルワンダには、ジェンダーごとに特徴づけられた緩やかなライフステージが存在する。明確な青年期は存在せず、結婚前の男女は、基本的には「少年 (*umuhungu*)」、「少女 (*umukobwa*)」と指示される。ただし、男性であれば、背が伸びて声変わりすれば「未婚の男性 (*umusore*)」として、女性であれば、胸が出てきて初潮を経験するころになると「未婚の女性 (*inkumi*)」として、結婚適齢期にある者としてみなされる。農村部に暮らす男性であれば、力があって農作業やウシの世話が難無くおこなえること、女性であれば料理や洗濯などの家のことを器用にこなせることが、結婚相手としてふさわしい *umusore/inkumi* であるとされる²⁾。また、しばらく村を離れていた者が地元に戻ったときに、男性らしい鍛えられた強靱な身体や、ふくよかで美しい女性的な容姿、村とは異なる都会的な風貌を伴っている場合に、人びとが「彼/彼女は、*umusore/inkumi* になったわねえ」とため息交じりに噂する光景に出会う。つまり、*umusore/inkumi* とは、限りある人生の一時の、圧倒的な健やかさと美しさを有する者たちであると同時に、未来の生活を見据えることのできる者を指す。また他の世代の者からは、彼らの成長に対する祝福と、その未来への期待を含意する語彙とも言えるだろう。

「若者」から「大人」への移行は、男女別に図1のようになる。未婚の男性は、父親から土地を相続して、その地に家を建てることで³⁾、妻を迎える準備とする。妻を迎えた後に、妻と子を養う能力を有するとき、彼らは「夫、成人男性 (*umugabo*)」として認識される。一方で、未婚女性は婚姻に伴って夫の父系親族集団に統合されるが、夫の土地を耕して、その地に子を産み育てることで、「妻、成人女性 (*umugore*)」として位置づけられる⁴⁾。このように、ルワンダでは従来、土地と父系親族集団との象徴的な相互

²⁾ したがって、怠惰な者 (*umunebwe*) をその範疇に入れることを、人びとは嫌う。

³⁾ 従来は新居となる家を、土地を相続した青年の両親や兄弟が(手伝って)建てていたというが、現在では青年が単独で建てることも多い。

⁴⁾ 婚姻の儀式をおこなう場合、「少女 (*umukobwa*)」から「妻、成人女性 (*umugore*)」への移行は明確なものとなる。教会での婚姻のミサ (*gushyingirwa*) の後、新婦は新郎の新しい家の部屋に留まる。後日、新婦の家族や親戚、友人たちが新郎の家を訪問して、露わにする (*gutwikurura*) 儀式をおこなうことで、新婦は正式に「少女」から「妻」となる。その際、新婦は彼女の兄弟に

関係を基盤として、個人のライフステージが成立してきた。

ところで、ルワンダ政府は、ルワンダにおける「若者」を16歳から30歳と定義している（RoR MINISPOC 2015: 11）⁵⁾。それに対して人びとは、とくに女性であれば、25歳までに結婚できなければ、高齢と見なされて、結婚相手を見つけることが困難になると語る。ところが近年、ルワンダでは「大人」になることのできない「若者」が増加しており、大人になるまでの「待機した状態の若者（youth in waithood）」（Sommers 2012）が多数存在する。つまり、急激な人口増加と土地の細分化による相続地の減少が、未婚男性による土地の相続と、それに続く家屋の建設を困難にしており、結果的に、結婚できないまま留まって（*kugumirwa*）、青年期という閾の期間が長引く事態が生じている。

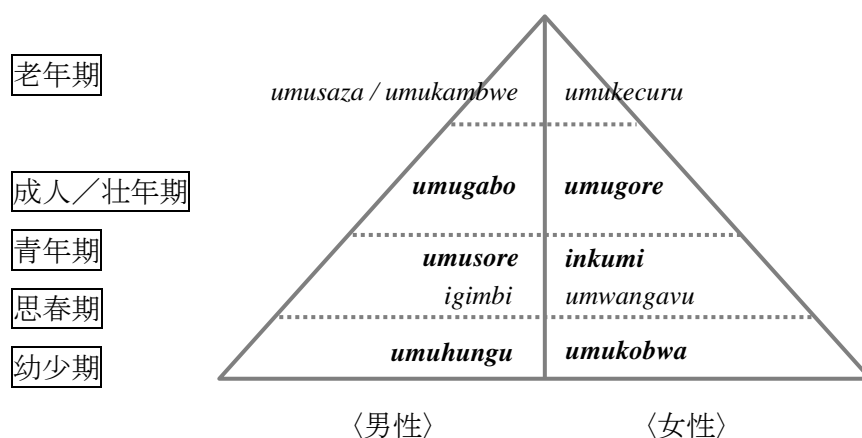


図1：ルワンダにおける人びとのライフステージ

なお、筆者の調査によれば、1980年代にはすでに一定数の者が、相続地の減少と家の建設の困難に直面して、婚姻時に別の対処を強いられていた。2017年8~9月に実施した、南部州の一農村であるK村（人口約630人、2011年現在）における既婚女性37人への聞き取りによれば、うち15人（40.5%）が、夫に家のない状態であったにもかかわらず、婚姻していた。限られた資料ではあるが、1970年代に結婚した者からその傾向は出現し（14.3% [7人中1人]）、それ以降は、1980年代、1990年代、2000年代、2010年代でそれぞれ、50%（4人中2人）、33.3%（6人中2人）、66.7%（9人中6人）、57.1%

よって、少女の髪（*amasunzu*）を剃り落とされる。

⁵⁾ ルワンダ政府は2005年の時点では、「若者」を14歳から35歳の者と定義していたが（RoR MINISPOC 2005: 8）、2015年の政策文書の改訂にあたって、国際的に存在するさまざまな「若者」の年齢範疇に調和させるかたちで、変更を加えたようである。

(7人中4人)であった。彼らは夫の両親の家に同居したり、近隣住民から無償で家を借りたり、賃貸したりすることで、家が完成するまでの一定期間(2か月から数年間)を過ごしていた⁶⁾。

1.2. 農地からの退出

以上のような状況は、相続可能な土地の減少とともに、近年の貨幣経済の浸透にともなう変化とも切り離すことはできない。南部州のK村付近は、従来、王宮に隣接していたために、植民地化以前より人口稠密地域であった。したがって聞き取りによれば、1960年代以降1980年代頃までは、K村から東部州(おもにルワンダ東南地域、現在のブゲセラ県やンゴマ県周辺)への、土地を求めた人口流出が多くおこなわれていた。また1970年代頃には現金収入を求めて、隣国のウガンダへ移住していた者がいたこともしばしば言及される。虐殺後の現在も、東部州(おもにルワンダ東北部、現在のニャガタレ県周辺)への土地を求めた人口流出が数事例見られる。

しかし、現在K村から流出する者の多くは、首都キガリやその周辺地域へと雇用を求めておこなう傾向にある。近年のキガリの都市化は顕著であるが⁷⁾、その中心を占めるのが若者たちであり、キガリの人口の65%は、14~35歳の若年層だと推計される(Sommers 2012: 148)。村にいる若い夫婦でも、キガリに行きたいと望む者は多い。「村も好きだけれど、お金さえあればキガリに行きたい、そこには可能性(*ubushobotsi*)があるから」(2017/08/05 FN)という語りからは、キガリという都市の、土地や土地に連なる人びとに縛られず、匿名性の高い空間において、貨幣にこそ自身の未来を託そうとする人びとの姿が見出される。

このように、不毛で矮小化した土地に依存できなくなると同時に、貨幣の重要性やそれが伴う可能性への志向が強まるなかで、現在人びとは、従来生活を営んできた農地を去る傾向にある。そのことは同時に、土地との相互関係において重要な意味を有してきた父系親族集団が瓦解しつつあることを意味し、それに伴う男性性や女性性のアイデンティティもまた、変容の途上にある(de Lame 2005)。

⁶⁾ なかには、妻を連れて生家に暮らしはじめた者が、3年近くが過ぎた頃に、離婚して生家に戻った妹とのあいだで、その家の正当な居住者がだれかということをめぐる係争が発生することもあった(2017/01/05 FN)。

⁷⁾ 2030年までに、人口の42.1%が都市居住者になることが推測されている(UN DESA, 2006: 37)。

1.3. ジェンダー

若い男性たちが農地から退却せざるをえなくなることは、ルワンダの男性にとって、「失敗した男らしさ (failed masculinity)」(Sommers 2012) を意味する。このような男性性の変化は、同時に若い女性たちの「女らしさ」の変容をも導く。実際、1980年代後半には、すでに「弱い者」とされる寡婦や離婚女性が増えており (de Lame 2005: 129)、増加した未婚の母親の地位もまた、社会的な排除と周縁化を伴ってきた (Debusscher and Ansoms 2013: 1121)⁸⁾。さらに近年の女性人口や女性世帯主世帯の一層の増加は、1990年代の紛争と虐殺の影響を示しており (近藤 2015: 16-17)、その人口学的な変化は女性の生活を大きく変えてきた。

ルワンダにおけるジェンダー関係は、まずもって植民地統治の過程で変容を遂げた。ベルギーによる植民地支配は王の権力を奪い、親族集団の機能を、税や労働の賦課による「成人男性が負うべき義務」を遂行するものへと変えてきた。家を維持することになった女性の労働力は、男性のそれを補うものとされたのである (Jefremovas 2002: 59-78)。

その結果、女性の富と権力は、父親や夫の社会的な地位に応じて決まるものとなった。土地をはじめとする生存基盤も、女性の属する親族集団の男性を通して獲得するものとなり、したがって女性は「貞淑な妻」や「大人しい処女」であることが大事なこととされた (Jefremovas 2002: 99)。また女性は、公の場でみずからの意見や功績を話すことを禁じられていたともいう (Gallimore 2008: 11-12, Burnet 2011: 317-318)。

政治的な空間においても、従来、女性が頭角を現すことはほとんどなかった。虐殺直前期の1992年には、女性大臣は3人、国会議員は70人中12人(17.1%)に留まる (Hogg 2010: 74)。また1994年以前に女性の知事や市長はおらず、より下位の地方役人には、1990年時点で1,472人中17人(1.2%)ばかりの女性が存在していた (Hogg 2010: 94)。

ルワンダでは独立以後より、女性をとりまく内発的な変革が漸次的におこなわれていたとされるが、1990年代前半の紛争と虐殺によってその流れは加速した (Longman 2006, Burnet 2008)。とくに1994年から2003年にかけての時期は、女性の動きがルワンダの市民社会のなかでもっとも活動的な部門であった (Burnet 2008: 372)。

ルワンダにおけるジェンダーの平等化は、「全国民のビジネス」であり、「持続的な社

⁸⁾ 引用部分は、Ansoms, A. and J. Murison. 2012. "Formalizing the Informal in Rwanda: Interaction between National Policy and Local-level Entrepreneurship." unpublished paper によるが、筆者は本文献の原典にあたれていないことを付記しておく。

会・経済開発に必要不可欠」であるという大統領の主張によって (RoR MIGEPROF 2010: 7)、それは国家政策のなかで強化されてきた。主要な変革としては、ジェンダー・家族・社会問題省 (Ministry of Gender, Family, and Social Affairs: MIGEFASO) の創設⁹⁾や、1998年の各地方行政における女性委員会の導入、それに1990年代後半以降の女性による市民社会組織の活動の促進などが挙げられる (Burnet 2008: 373-380)。

また2003年新憲法では、国会議員のみならず、各意思決定機関の女性比率を3割以上とする割当 (quota) 制度が導入された (RoR 2003)。その結果、2008年の議会選挙では、下院議員に占める女性の割合が56.3%に増加したが、これによってルワンダは、議会における女性の割合が世界で最も高い国となった (Debusscher and Ansoms 2013: 1117)。2017年現在では、下院議員の61.3%が女性である (Inter-Parliamentary Union 2017)。

地域社会の女性にとっても、虐殺後にはさまざまな権利が保障されてきた。たとえば、虐殺以前には女性による商業活動への参入や口座の開設は、夫の許可がなければ不可能であったが (HRW 1996: 22)¹⁰⁾、それらを女性単独でおこなうことが可能となった。1999年には相続法が改変されて、女性による土地相続や婚姻財産の管理ができるようになっている (RoR 1999)。

このような変革は、女性たちの意識にも変化をもたらしてきたと考えられる。ジェンダー割当制度の影響を調査したバーネットは、それによって地域社会の女性がみずからの「尊厳を見出す (*babona agaciro*)」助けになっているという発言を頻繁におこなう事例や、夫の側も「妻の尊厳 (*agaciro k'umugore*)」への気づきを得たという事例を報告している (Burnet 2011: 320)。

またルワンダでは優れた振舞いをした者に、「あなたは男性だ (*uri umugabo*)」という表現を用いることがある。この表現はときに女性にも適用され、その場合には、男性がおこなうと想定されるような行為や功績に対して言及される (Gallimore 2008: 11)。このことは、経済的に富み、社会的に「強力な (*gukomera*)」女性もまた、「男性 (*umugabo*)」として位置づけられる場合のあることを意味する。

⁹⁾ 実際には1980年代後半から、女性に関する省庁に向けての動きは活発になっており、1992年にはそれが女性・家族促進省として創設された (Burnet 2008: 372-373)。また、このジェンダー・家族・社会問題省は1999年に改編されて、現在のジェンダー・家族促進省 (Ministry of Gender and Family Promotion: MIGEPROF) となった (RoR MIGEPROF 2015)。

¹⁰⁾ 実際には、多くの男性は女性が働くことを認めてはいたものの、夫がしばしば妻の給料や利益を管理しており、女性の商業活動は脆弱なものであった (Jefremovas 2002: 97-108)。

このように、虐殺後のルワンダでおこなわれている女性にかかわる社会改革と、それに伴う女性の社会への進出は、男性の存在を必要とすることなく、女性がみずからの力で「つよく」なることも可能であることを示してきた。ルワンダのジェンダー政策に対しては、本稿の冒頭で述べたように、現政権の権力保持のために利用されているといった批判はあるものの、それは若い女性たちに、将来の青写真としての憧れをもたらし、未来の可能性をひろげる側面を有するとも考えられる。

1.4. 自己責任

最後に、国家による若者たちへの働きかけをみていく。国は、虐殺を惹起した「悪い」大人世代に対して、若者たちに「よいルワンダ人」となることを促している。その際、国の発展の中心的な担い手として、若者の尊厳 (*agaciro*)、つまり自尊心と自助努力の重要性を強調してきた (Pells et al. 2014: 300-301)。つまり、自尊心を失った者は「悪い」大人に舞い戻るという修辞をもとに、国家は自助努力や自己責任を強いる新自由主義的な政策を採用している¹¹⁾。

このように自助努力が謳われるなか、ルワンダにおける若年層の失業率は他世代に比して著しく、16~30歳の失業率は都市部で12%に達する。首都キガリでも11%にのぼり、中等教育修了者や大学終了者でとくに深刻である。また女性の失業率は男性よりも高い (RoR NISR 2016: vii)¹²⁾。土地を失い、雇用も見出せない若者たちは、生活するには厳しい状況下にあるにもかかわらず、政府による直接的な介入はほとんど存在しない (Sommers 2006: 12)。このような現状は、若者たちの不安や不満に容易に結びつく可能性を孕む。

2. 軍事化する日常

人びとをとりまく社会への希望や不満へ対処することとも足並みをそろえるかのよ

¹¹⁾ さらに政府は、この概念をもとに2012年にアガチロ開発基金を創設した。それは海外からの援助が途切れる脅威に対して、国の発展のために、国民の自発的な寄付によってまかなわれることが想定された独立の基金である (Rutazibwa 2014: 6)。しかし「自発的」とはいえ、国民全員が半強制的に一定額を寄付することが要求される側面もある。

¹²⁾ これらの数値は、他のアフリカ諸国に比べると低く映るかもしれない。しかし筆者の聞き取りによる感覚としては、ルワンダにおける若年層の失業率は高い。このことは、公文書がいかに記述され、またその数値をどのように読み解くかという問題ともかかわると考えられるが、この点は今後の課題としたい。

うに、ルワンダでは虐殺後から現在に至るまで、軍事化がむしろ深度を増して進行してきた。つぎに、現在のルワンダ社会が、軍隊という存在と密接に関わりながら成立していることをみていくが、そのことは農村部の若者たちが、軍隊を将来の選択に据えることとも深く関係していると考えられる。

2.1. 政治・経済環境の軍事化

そもそも、現政権 PRF の軍事的勝利の上に成立した現在のルワンダは、必然的に「敵」を抱え込んだ社会といえる。したがって、セキュリティの課題はルワンダ国家にとって重大であり、それは政治と軍の指導者層が密接な関係を有していることから示される (Beswick 2014: 219)。ルワンダは「軍を備えた国家」としてではなく、「軍に国家が付属した」(Reyntjens 2013: 71) かたちで国家再建がおこなわれてきた。1990 年代末まで、軍事支出は国家予算の 3 割を占め、公的予算以外の財政支援も存在してきた。さらに軍は国の経済にかなりの程度参与しており、多くの企業が軍関係者によって所有されている (Reyntjens 2013: 72)。

また現政権は、虐殺直後の 1994 年から 1999 年までの 5 年間と、その後のさらなる 4 年間について、新移行期を命じて、他政党の活動を停止させていた (Reyntjens 2013: 21)。加えて、現政権の少数の者だけで、たとえば隣国コンゴ民主共和国への軍の配備などに関する重要な決定がなされてきた。さらに後述する「分断主義」の名の下に、政権に対する批判的な意見は抹消されて、政治空間や市民社会は後退し、その結果、政治・経済領域の軍事化が進行している (Reyntjens 2013: 23)。

2.2. 地域社会の軍事化

ルワンダの一般市民にとっても、軍隊は日常的な存在としてある。首都や地方都市であれば、銃を構えた軍人や軍用車による巡回が毎日おこなわれている。また地方においても、軍隊は決して珍しい存在ではない。彼らは全国の各地点において、テントを張ったキャンプに滞在しており (Jones 2012: 241)、筆者の見聞によれば、キャンプ内の軍人は、2 週間から数か月を単位として各地に移動を繰り返している。

軍人や戦車などの可視化された存在によってだけでなく、日常の不可視の領域においても、軍事化は日々深化してきた。そこには、虐殺後のルワンダにおいて喫緊の課題であった、分断された社会における国家の統合と和解に向けた取り組みが深く関わって

いる。国はその政策のなかで、フトゥ、トゥチ、トゥワ (Twa) という従来のエスニシティを否定して、等しくだれもが「ルワンダ人」であるとするアイデンティティの創出に努めてきた¹³⁾。さらに近年では、政府は国民を分断する恐れのある者に対して、「分断主義 (divisionism)」や「虐殺イデオロギー」という言葉を用いて、それを取り締まるための法を制定し、厳しい処罰の対象としている (RoR 2003, RoR 2008)¹⁴⁾。

そのような考えをひろく社会に浸透させるときに、重要な役割を果たしてきた社会的な装置のひとつに、「インガンド (*ingando*)」や「イトレロ (*itorero*)」と呼ばれる再教育／団結キャンプがある。当初、それは1994年の虐殺直後に、前政府軍 (ex-FAR) の兵士たちをルワンダ愛国軍 (Rwandan Patriotic Army: RPA) に統合させるために実施されてきた (Shyaka 2007)。1996年以降、トゥチの帰還者を対象に広げられたことを皮切りに (Mgbako 2005: 209)、それは若年層やフトゥの帰還者にも拡大されていった。現在では、全国民が人生で一度は受けるべきものだとしてされているが (RoR NURC 2009: 25)、現状では、公的な言説からもっとも外れた者として位置づけられる前戦闘員や囚人をはじめとして、将来の指導者層となる高学歴の学生や教員、それに社会不適合者とみなされる孤児や娼婦などを対象としている (Purdeková 2011: 19-21)¹⁵⁾。

その目的として、元来は、軍に対する人びとの恐怖心の除去があったようである。「全員を軍事的に訓練させ、銃の使用法を分かりやすく説明すれば、人びとは軍人を怖がらなくなるだろう」ということが、RPFの歴史に関する本の著者への聞き取りのなかで回答されていた (Purdeková 2011: 11)。たしかに、たとえば2007年に中等教育を修了して参加した者によれば、当時はルワンダ北西部の軍の駐屯地において、男女ともに銃の使い方を学んでいたという (2016/12/25 FN)。

¹³⁾ 国民統合に向けた動きの一方で、現政権は2003年新憲法をはじめとして、「虐殺 (*itsembabwoko n'itsembatsemba*)」という表記を、「トゥチに対する虐殺 (*jenocide yakorewe abatutsi*)」と明記し直してきた。前者が「エスニック集団の殲滅と大量の殺戮」を意味していたのに対して、新たな記載はトゥチの被害者性を強調したものであり、「トゥチ＝生存者」、「フトゥ＝加害者」という新しい二元的なカテゴリー化が生じている (Eltringham 2004: 75-76)。

¹⁴⁾ しかし、その際の「分断」や「分断主義」という言葉に法的な定義が与えられていないために、それが政府や個人によって恣意的に利用される恐れを、多くの研究者が指摘している (たとえば、Reyntjens 2013)。

¹⁵⁾ 再教育／団結キャンプには、中等教育を終了した学生向けに定期的開催されるものもあれば、教員向けのように単発で実施されるものもある。学生向けのは、現在は年に一度、各市をおもな単位として、2週間程度でおこなわれている。なお、参加者数の合計はこれまで公表されていない (Purdeková 2011: 15)。

現在も一貫して重視される教育内容としては、道徳に関するものと政治的なものが挙げられる。前者には、ルワンダ人性や愛国主義、統合、度胸、自己犠牲などが含まれる。後者では、ルワンダの歴史と国の開発計画が教授される (Nzahabwanayo et al. 2017: 231)。

他方で、再教育／団結キャンプは、現政権 RPF への参加を要求され、RPF のイデオロギーに沿った市民を製造する場として機能しているという指摘が存在する (Sundberg 2016 など)。さらには、「正義よりもむしろ恩義をもつ人物」(Purdeková 2011: 45) や「RPF の信奉者」(Mgbako 2005: 217) としての理想的な市民像を教示される場であるとも形容されてきた。つまり、国家は政権に従順な画一化された市民をつくりだす装置として、再教育／団結キャンプを機能させてきたのであり、さらにその経験を通して、人びとは軍隊という存在とより一層密接に関わっていく。

2.3. 若者の受け皿としての軍隊

それでは、ルワンダの軍隊とはどのような特性をもつ組織なのだろうか。現在のルワンダ防衛軍 (Rwanda Defense Force: RDF) ¹⁶⁾ は、その有効性や専門性の故に、海外の軍や政府からの注目を浴びており、国家の誇りとして大統領や政権からも称賛の対象とされてきた (Beswick 2012: 253) ¹⁷⁾。またルワンダでは真にエスニック集団が混合した数少ない組織とされる (Jones 2012: 240) ¹⁸⁾。つまり、前政府軍が排他的にフトゥを採用していたのとは対照的に、フトゥもトゥチも同様に昇進する機会がある実力主義を売り出しており、軍による国民統合を体現した姿として宣伝されている (Beswick 2012: 253)。

しかし実際には、兵士の登用にはエスニシティや出自による差別が存在してきたとされる (War Resisters' International 2016)。南部州出身のトゥチ青年との会話からもこのことは確認され、「軍隊に採用されたとしても、昇進することができるのは、現政権の主要な構成員の出自と重なる、ウガンダ帰りのトゥチに限られる」という (2017/08/22 FN)。

¹⁶⁾ より統合した国家組織として印象づけるために、2003年にルワンダ愛国軍 (RPA) は、ルワンダ防衛軍 (RDF) へと名称を変更した (Jowell 2014: 283)。

¹⁷⁾ たとえば、スーダンやハイチ、中央アフリカ共和国などでの国連の平和維持活動に対する RDF の貢献は著しい (Jowell 2014: 278)。また 2007 年に形成された RDF の空軍は、「大陸一」、「恐ろしい」組織とも形容される (Reyntjens 2013: 72)。

¹⁸⁾ むしろ、現在の RDF の構成員の大多数がフトゥであり、軍の中下層においても「脱トゥチ化」は進んでいるともいわれる (Jowell 2014: 279)。またルワンダ北西部における反政府活動やコンゴ紛争を背景に、1998 年までに 38,500 人にのぼる前政府軍や他の武装勢力の兵士たちが、RPA に統合されたとされる (Jowell 2014: 280)。

また、軍隊においては男性性が極めてよく発現するが、ルワンダの軍隊も従来それを色濃く反映した組織であった。ルワンダ語で「軍隊」と「盾」は、*ingabo* という。前述の通り、*umugabo* は「成人男性」を指すが、これらの語幹の *-gabo* は男性性を表す。このことは、社会を守る役割が男性に付与されていることを示している (Gallimore 2008: 11)¹⁹⁾。たしかに虐殺以前の時期に、女性兵士はほとんど存在してこなかった。ただし虐殺時には、必ずしも前線で活躍していたわけではないにしても、前政府軍内にも現政権軍内にも多数の女性兵士がいたことが報告されている (Gallimore 2008: 95)²⁰⁾。

では現在、女性兵士はどの程度存在しているだろうか。現政権 RPF は、ウガンダの国民抵抗運動 (National Resistance Movement: NRM) から影響を受けて、1990 年の武力抗争の当初より、女性を政治と武装部隊の主流に組み込んできた (Longman 2006: 140, Burnet 2008: 367)。とはいえ、全軍内の女性の割合は 3% に留まっており、女性の警察官が 16%、地域の紛争調停者 (Abunzi) が 45% を占めることと比べれば (RoR 2015: 7)、いまだとても低い割合にある。

ただし、2004 年に 241 人だった女性兵士は、2014 年には 633 人に増加している (Holmes 2014: 329)。現在 RDF には、国連決議 1325²¹⁾ に従って、平和維持軍の 30% を女性で構成するための切迫した動きがあるという (Holmes 2014: 328-329)。この動きのなかで、今後一層、女性兵士の数が増える可能性は考えられる。

3. 軍隊という選択

以下では、シェルビーとファビオラという 2 人の女性を事例として、彼女たちがいかに軍隊への志願という選択肢を見出してきたのかを記述する。

¹⁹⁾ ルワンダには女性兵士にまつわる民話が存在している。それは、息子のいない父を継ぐために男性を装って軍人となった女性 *Ndabaga* の話である。彼女の功績は大きかったが、ある日 *Ndabaga* が女性であることが判明する。彼女の非凡な想いを理解した王は彼女と結婚し、後に軍のキャンプに抑留されていた男性の全員を解放させた。なお *Ndabaga* という名は、国を守るために女性さえも武装しなければならない状況の象徴となり、普通ではない手段が求められる絶望的な状況を描くために用いられる (Ruterana 2012: 92-93)。

²⁰⁾ ルワンダにおける 1973 年のクーデターの後に、フトゥの女性兵士が少数認められた (Gallimore 2008: 23-24)。1994 年の虐殺時には、当時の政府軍 (FAR) に多くのフトゥの女性兵士がおり、急進派のなかには殺人を犯す者もいた。一方で RPF 側は、70~80% がトゥチで構成され、女性は財源の獲得や RPF のチラシの用意や宣伝をしていたといわれる (Taylor 1999: 54)。

²¹⁾ これは 2000 年 10 月に採択され、史上初めて、武力紛争、平和創造、平和維持、紛争解決の文脈における女性の役割と経験を公式に認知した決議である (UN INSTRAW 2006: 3)。平和や安全保障分野におけるジェンダー主流化と女性の平等な参加に向けて、国連加盟国にも国連組織自体にも拘束力をもって変化をもたらす契機となった (佐藤 2010: 145)。

3.1. シェルビーの場合

本稿の冒頭に挙げた発話は、シェルビーという当時 19 歳の女性によってなされた。2015 年当時、彼女はウガンダ国境のほど近く、東部州 G 県 R 市内の中等教育学校の最終学年となる 6 年生だった。学期中は学生寮で生活し、学校の長期休暇の際には、R 市内 C 地区の村落部に住む両親の家に滞在していた。C 地区には、シェルビーの母方親族が多く暮らす。大学に進学する余裕はなく、当時、筆者が帰国する直前に、「来年、自分がどこでどうしているかわからないけれど…」と虚ろに話す場面が幾度かあった。

シェルビーは、ルワンダの他の女子学生とはすこし異なり、普段から男子生徒とよく交流し、飾り気のないさっぱりとした雰囲気や纏っていた。学校のない日には半ズボン履くことが多く、たまにスカート履いた日には、すこし恥ずかしそうにしてみせる。また、彼女の兄や親戚が首都キガリにおり、自身も何度かそこに行ったことがあるという経験から、都市を知る者としての自己言及を筆者にしばしばおこなっていた。

当初、シェルビーは筆者に、彼女の実父はウガンダ人であると説明していた。彼女の母は紛争勃発時にはすでに C 地区内で結婚していたが、紛争の最中に当時の夫と離れ離れになって、隣国のタンザニア共和国に逃れた。紛争後の 1996 年に帰国したときに、当時ウガンダからやってきていた男性と母が出会い、シェルビーが誕生した。その後、その男性はウガンダへ戻る。現在、母が C 地区で一緒に暮らしているのは、紛争勃発時にすでに結婚していた元夫であるという。紛争後に元夫と再会し、母は再び彼とともに暮らすようになった (2015/11/01, 2015/11/05, 2015/12/01 FN)。年間約 3 万円に相当するシェルビーの教育費を支えているのは、ウガンダにいる実父ということであった。

またシェルビーは自身のエスニシティについても、最初は、母や母方親族の大部分が依拠する「フトゥ」とは区別して、自分の手が大きいことなどを理由に「トゥチ」だと述べていた (2015/11/02 FN)。数日後、彼女の父が上記のようにウガンダ人であることを打ち明けた後には、自分の顔が母方親族たちとは違うことを小声で、しかし強調しながら、そのアイデンティティがやはり「フトゥ」とは異なることを筆者に語るのだった。

ところが、一年半ぶりとなる 2017 年 8 月に改めて筆者が C 地区を訪れたとき、シェルビーの説明は軽やかに変わった。以前に筆者に向けて披露していた語りを、彼女自身が忘れていたとも考えられる。ちょうど、彼女が結婚の手続きをすすめている頃だった。上記の説明でいう母の「元夫」がシェルビーの実父であり、その「元夫」が彼女の婚約者とその親族の訪問にも応えていた。以前に聞き取ったことと異なり、困惑していた筆

者が周囲の幾人かにも尋ねると、たしかにシェルビーの父は「元夫」とされる人物であるようだった。「元夫」とされる者は、彼自身も紛争時にタンザニアに難民化して、1996年に帰国したフトゥである。つまり、シェルビーはフトゥの両親から生まれていた。

そのシェルビーが、ある日の暮れ方、いつものようにおしゃべりをして過ごしていたときに、おもむろに相談してきた内容が本稿の冒頭である。シェルビーは、軍隊に志願できることを学校の掲示で知った。ほかにもインターネット上のフェイスブック（Facebook）やワッツアップ（WhatsApp）、また新聞等でも、軍隊の募集に関する情報はまわされていたという。彼女の周囲だと、5人くらいの女性が軍隊に行った。2013年に中等教育の4年目で入隊した者や、2016年に中等教育の最終学年を終えて軍隊に向かった彼女の同級生もいた（2017/08/28 FN）。そのような身近な存在もまた、シェルビーにとって軍隊への志願という選択を具体的なものにしたことは間違いないだろう。

3.2. ファビオラの場合

ファビオラは、南部州 N 県 D 市内の K 村で筆者が滞在する家に暮らす 20 歳の女性である。現在、村から徒歩で一時間ほどのところに位置する、D 市内の中等教育学校の 5 年生で、言語や歴史を中心に学んでいる。ファビオラは、彼女が 3 歳ほどの頃から曾祖父の家に預けられて育ってきた。とはいえ、彼女の両親も K 村内の目と鼻の先に暮らしている。両親はともにフトゥだと考えられる²²⁾。

彼女が曾祖父の家で暮らしているのは、曾祖父の実子が結婚して、全員が家を出たことが理由のひとつとして挙げられる。曾祖父は 1997 年に病気で亡くなり、その後は曾祖母とその孫にあたる孤児 3 人とともに暮らしてきた。現在、孤児の 2 人は家を離れ、家には 80 代の曾祖母と 18 歳になる孤児の男性、ファビオラの 3 人で生活している。

ファビオラは、ルワンダでは平均的な女性といえる。学校のある朝には、早朝に家を出て学校に行き、夕方に戻って、夕食の準備をする。学校のない日には、曾祖母の指示のもとに農作業をおこない、よく晴れた日には洗濯をする。毎食の調理をこなした彼女は、夕食後から寝るまでのわずかな時間に、灯油を灯した薄暗い部屋で学校の宿題をおこなう。曾祖母と筆者の頼りない会話を的確に助けてくれるのも彼女である。週に一度の市場や週末の教会へ出かける日には、とびきりのおしゃれをして、筆者に写真を要求

²²⁾ ファビオラの父親は、1994 年の虐殺時に殺戮集団に参加しており、家屋を破壊した罪で、2007 年より 3 年間ほど公益労働刑に服していた。

する。化粧をした彼女の身体からは、よい香りが漂う。

ファビオラの兄2人も、初等教育を終えて早くから首都キガリや地方都市に働きに出ているが、彼女の姉もまた、中等教育の全課程を終えて2015年から働きに出ている。ファビオラの教育費は実の両親がまかなっているが、とくにファビオラとその姉に関して、両親は、彼女たちが優秀であるにもかかわらず、金がなくて大学に進学させてやることができないことをしばしば申し訳なさそうに述べる。ファビオラも、中等教育の3年目が終わった時点の成績では、遠方の全寮制の学校に移ることができた。しかし金銭面の問題から、現在の近隣の学校に通っているのである。

ファビオラは、学校でほかの学生が話しているのを聞いて、軍隊のことを知った。それで、学校のほど近くにあるD市内の軍の駐屯地に行き登録を済ませた。2016年11月、彼女は採用審査を受けるために、N県の中心部にあるスタジアムに歩いて5時間ほどかけて行った。D市からは彼女以外に、1人の女性と9人の男性がいたという。N県全体では200人近くが集まっていた。そこでは各種病気の検査があった。傷跡をみられるし、胃や心臓の病気、エイズであれば軍隊に入ることはできない。しかしファビオラは、そもそも提出義務となっている書類のひとつを忘れたために、その検査を受けることができず、翌日に村へ戻ってきたのだった(2017/04/23 FN)。

4. 未来の探し方

つぎに、シェルビーとファビオラが、軍隊という選択を、だれとともにいかに調整してきたのかをみていく。またその選択が、彼女たちのどのような葛藤のなかでおこなわれ、いかなる意味を有していたのかを明らかにする。

4.1. 親しい者との調整

シェルビーの選択は、彼女の強固な自己によってなされたわけではなく、そこには当然、迷いも存在していた。彼女には、当時つき合って3年ほどになる恋人が遠方におり、毎日こまめに連絡を取り合っていた。軍隊に志願したことについて彼に報告したのかと問うと、シェルビーは、彼には電話で「警察」だと嘘をついたことを告げた。そして、「たぶん、言えば止められるだろうから」と、声を落として続けたのである(2015/11/02 FN)。男性性の強い軍隊に志願するという行為は、恋人によって止められることが想定されており、さらにそのことは、普段は飾り気のないシェルビーであっても、恋人の前

では女性らしさを保ちたいという願望とも結びついていることが考えられる。

一方で、みずからの努力で「つよい」女性を目指すことが可能となった現在、友人である筆者には、その憧れとともれる発言をおこないました。「友人だから聞きたいのだけど…ユキ（筆者）は軍隊に行くことについてどう思う？」と。筆者は「軍隊には行ってほしくないと思う。だって…危険でしょう」と答え、しかしそれに対して、シェルビーは強気にこう続けた。「でも軍隊に行けば、強くなって、ユキのボディ・ガードにだってなれる」と（2015/11/02 FN）。このように、相談のなかでなされた彼女の発言には、一見相反する気持ちが同時に存在していた。

さらにシェルビーの選択が、周囲の者によって尊重された事例もあった。彼女の祖母の家で、C地区内に暮らす親戚が集った日の夕食後のこと。シェルビーが4人ほどの母方親族のいる場において、軍隊に志願しようとしていることを打ち明けた。親族たちは、一度は驚いてみせるものの、志願後の手続き等を彼女に確認したりする程度で、シェルビーの選択をつよく拒否することはなかった（2015/11/03 FN）。

また後日、シェルビーの両親に、彼女が軍隊に行こうとしていたことに関してどう思ったかを筆者が問うたとき、父親はこう答えてくれた。「許可するさ。国の安全（*umutekano*）を守る仕事で、国のために戦うのだから。それは母親にきいても同じ（意見）だと思う」と（2017/08/28 FN）。これらのことから、従来とは異なり、女性であってもその意思が個人の決断として扱われているようすが見受けられた。

一方で、ファビオラはといえば、彼女自身に訊ねれば、当時は家の曾祖母も両親も、止めることはしなかったという。2015年から彼女が付き合っている警官の恋人にも、その当時電話で伝えたというが、彼もまた「なにも言わなかった」（2017/01/05 FN）。

しかし実際には、ファビオラの選択はシェルビーの状況とは異なっていた。そもそも、彼女はだれにも告げることなく、ある日突然に家を出た。彼女の母親に当時のことを聞けば、「とても苦しかった…だって女の子なのに」といい、「首都にいる息子や娘にも電話をして、彼女がどこにいるかを確認しようとした」ほどに心配した（2017/01/28 FN）。

また曾祖母曰く、彼女が軍隊に行こうとしたことは両親だけではなく、村人も皆がとても怒る出来事であった。「女の子なのに」と（2017/08/17 FN）。曾祖母自身は口論を好まず、普段からみずからの意見を押し出すことはない。それでも、筆者が軍隊に行こうとしたファビオラの話を持ち出すたびに、彼女は眉をひそめて応答してくれるのだった。

4.2. 豊饒を探す未来

先にこの話のつづきを述べておけば、彼女たちは2人とも、結局は軍隊には行かなかった。それでも、彼女たちを軍隊へと駆り立てたものについて考えることは、現在のルワンダ社会に生きる若者の置かれた状況を知るうえで、貴重な資料となるだろう。

2017年8月にシェルビーを訪問したとき、彼女は恋人と結婚の準備に入っていた。彼女の年齢での結婚は周囲ではまだ早い方だというが、結婚を決めた理由を訊けば、「お互いが、結婚したい気分だったから」と清々しい笑顔で答えてくれた(2017/08/28 FN)。

上述のように、シェルビーが軍隊に行くことを明白に拒否した者は周囲にはおらず、むしろその選択は尊重さえされていた。もちろん、彼女が恋人に「警察」だと嘘をついていたことから、恋人に告げれば反対されることを見込んでのことであっただろう。実際、結婚に向けた挨拶に来ていた恋人と筆者が会ったときに、「シェルビーが軍隊に行こうとしていたことは知っていた？」と訊いてみると、彼は目を丸くして、「本当か!?! 彼女はなんてことを考えていたんだ！」と動揺していたほどである(2017/08/27 FN)。

シェルビーが軍への入隊を諦めたのは、一重に「私には力 (*imbaraga*) がなかったから」だと彼女はいう(2017/08/28 FN)。この発言だけをみれば、国の防衛機関へ貢献することを彼女が望んでいたかのようにも受け取れる。後述するが、しかし恐らくそうではない。彼女は中等教育の全課程を終えていたので、ならば一般人と同程度の暮らしが期待できる警察はどうかと筆者が問えば、軍隊は警察よりも簡単に仕事が入ることを彼女は強調した²³⁾。警察になるには、軍隊よりも審査が一段と厳しいのだという。

それでは、ファビオラを突き動かしたものはなんだったのか。彼女はだれにも告げずに、ある日突然、家を出た。それはシェルビーが恋人に嘘をついたように、彼女もまた、周囲に言えば止められるであろうことを予期していたためだと考えられる。そうであったにもかかわらず、彼女を軍隊へと向かわせたものについて、ファビオラとの以下のような会話が、その理由を考える手がかりとなりそうである。

ある晩の夕食後、筆者が「ファビオラはこの村で生きていきたい?それとも街に出たい?」と質問してみたときである。彼女は「ここ!?!このどこに青年 (*umusore*) がいる

²³⁾ 「警察は都会の生活ができるから、一般市民ともあまり変わらない」とも言われる(2017/08/22 FN)。ただ、警察は中等教育の全課程(6年間)を修了していることが要件であり、その分、給料も高い。一方で、軍隊は中等教育の3年間を修了している18歳以上の者であれば、入隊することが可能である(RoR 2012)。軍隊の初任給は、40,000Frw(約5,700円)程度だが、健康保険や衣類、食事、住居の提供も受けることができる。

のよ!?)と驚いてみせ、「どこに行きたいかはわからないけど、ここ以外のところに」と答えた。いつか彼女が村にはいなくなってしまうことに、早とちりした寂しさを感じながら、筆者が「そう…なら結婚したら、あなたはここにはいないのね」と言うと、彼女は「でも結婚なんてできるかしら?」と笑っている。「だって、どこでお金持ちの人と知り合えるのよ?」と。筆者が「ファビオラにはいまの警官の彼がいるから大丈夫じゃない」と返すと、それに彼女は「でもこちらが貧しいと、彼はもっとお金持ちの娘をつかまえるかもしれない。すべてはお金なのだから」と述べるのだった(2017/09/01 FN)。

この会話からは、ファビオラにとっての軍隊という選択が、彼女自身が現代に生きる若者として、貨幣を稼いで生きていくための手段であったと同時に、恋人から認められる「お金持ちの女性」になるための方法でもあったことが垣間見える。もちろん、彼女が希望する学校に進めなかったこと、しかもそれが金銭面の問題からきていることや、彼女の兄や姉がすでに都市に働きに出ていたことなども、彼女を手取り早く、安定した職にありつける軍隊に駆り立てた要因であったのかもしれない。

そしてこのような状況は、シェルビーにとっても似たものがあつた。都市を知ると自負する彼女にとって、土地を耕して生活するような姿を羨望することはないようにも見えた。筆者と話すシェルビーの視線は、いつも村ではなく街にあつた。「ここには仕事がない」と言う彼女の語気の強さからも、軍隊という選択は、現代ルワンダで若者らしく生きるうえで貨幣を稼ぐために、また「つよい」女性や「モダン・ガール」(フリーユーストック 2015)への憧れ、つまりは慣習的なジェンダー規範からの解放(眞城 2017)を具現するためにこそ、選び取られようとしていたのではないだろうか。

ここにきて、シェルビーが当初、家族に関する「嘘」の説明をしていたことも、すこし理解されてくる。彼女は「ウガンダ帰りのトゥチ」こそが、社会的にも経済的にも優遇されることを知っていた。だからこそ、彼女は最初、自身のアイデンティティを「トゥチ」や「ウガンダ」と関係あるものとして振る舞おうとしたのではないか。そしてその「嘘」は、村のことをまだあまり知らない筆者に対してこそ有効であつた。

そもそも、シェルビーの両親は、紛争の最中に難民として国境を越えることを余儀なくされ、さらに1996年の帰国後には、自身の土地をトゥチとのあいだで半ば強制的に分け合わなければいけなかった²⁴⁾。その経験は、土地と彼らとの関係を、従来に比べて

²⁴⁾ ルワンダ東部州に位置する各県に暮らす住民のほとんどは、紛争時にタンザニアの難民キャンプに避難しており、彼らが帰国するのは1996年末以降のことである。1959年からの「社会革

薄弱にしてきたとも考えられる。そのような家族と土地との関係のうえに、シェルビーは育った。そのうえ、首都に暮らす兄を見て育ち、自身も首都に行ったことのある彼女にとっては、土地とともに生きていくことは選択肢として考えにくかったであろう。

他方で、国境からは距離があり、人の移動が相対的に少なかったと考えられるファビオラの暮らす地域では、村の共同体的な性格が、脆弱であったとしても、いまだ残されている。だからこそ、彼女の軍隊へ行くという選択が、「女の子なのに」という従来のジェンダー規範のなかで、村中の人からよくない印象を以て受け取られた。

「あなたが軍隊に行かなくてよかった」と安堵する筆者に、ファビオラは「なぜ？」と笑う。「軍隊なんて銃を持って怖いじゃない」という筆者に、彼女はなんてことなく言うのだった。「軍隊に入れば訓練期間が6か月あって、それが終われば怖くないわよ。それにその課程が終われば、お給料がたくさん支払われるのだから」と(2017/01/05 FN)。つまり、軍隊という選択をとおして、彼女たちは従来のような土地との関係のなかにはなく、貨幣にこそ豊饒性を希求してきたのである。

5. おわりに

本稿では、軍隊への志願という選択を見出した2人の女性たちを事例として、現代ルワンダの、とくに農村部に暮らす若い女性たちが、いかにみずからの未来を見据え、また親密な者たちとのあいだでどのような調整をおこないながら、それを模索していくのかを描出してきた。

ルワンダにおける1980年代以降の急激な人口増加と土地の細分化は、相続地の喪失をもたらし、それは人びとが結婚する際の障壁となってきた。結果として、現在、ルワンダの「若者」の期間は長引く事態となっている。さらに、土地との相互関係が重要な意味を有してきた父系親族集団は瓦解し、人びとの男性性や女性性も変容の途上にある。

虐殺後の女性にまつわる国家政策は、「つよい」女性の躍進を促してきた。それは若い女性に将来の青写真としての憧憬をもたらし、未来の可能性を広げるかもしれない。

命」時に難民となったトゥチの「旧難民」が1994年の虐殺直後に帰還してきたとき、それらの地域には無主地が広がっており、彼らはそこに落ち着いた。約2年後に戻ってきたおもにフトゥの「新難民」は、自分の家と土地が「旧難民」に占拠されている事態に直面した。ここで当時の地方行政は、家については「新難民」に戻し、土地については原則として両者が均等に分割するように指導した。こうした経緯から、これらの地域では、もともとその地に住んでいた人びと（「新難民」と「旧難民」とのあいだで土地を分割した事例が数多く観察される(武内 2003: 260)。

しかし他方で、国家が若者たちに求める態度は「よいルワンダ人」になるための自助努力であり、土地も雇用も不足している困難な現状に対する介入はほとんど存在しない。それは若者たちの不確実な未来への不安を煽り、見えない不満を喚起する可能性を孕む。

そのように不安定な状況に置かれた、とくに農村部の若者たちにとって魅力的な働き先として、軍隊がある。そもそも、虐殺後に「敵」を抱え込むかたちで国家再建をすすめるを得なかったルワンダでは、その秩序を維持するためにも、軍が政治や経済の領域を侵食し、さらには地域の人びとの日常とも密接な関係を有してきた。

ルワンダの軍隊は、世界中で近年取り組まれているジェンダー統合に、その設立時より配慮しており、女性も積極的に採用の対象となっている。また実力主義を掲げており、エスニシティの差異に関係なく、昇進の機会があることが謳われている。しかし実際には、現在のルワンダ社会ではさまざまな資源の配分が、「虐殺生存者としてのタッチ」に偏ってきたし、軍隊内部においても昇進は「帰還したタッチ」に限定されるという。

一方で、女性たちの軍隊への志願という選択は、国を防衛するというその主要な機能に呼応しておこなわれているわけではない。それは、土地も雇用も存在しない農村部に留まることを拒否して、まとまった現金を得るために、仕事を求めておこなう傾向にある。ただし、都市に居住する者から見れば、軍隊への入隊とは、農村の貧しい者がすることだとされる（2017/08/22 FN）。本稿では十分に議論することができなかったが、社会的な弱者としての農村部の若者が、国家の暴力機構である軍隊に行くことが孕む、社会の構造的な問題には敏感であるべきだろう。とくに若い女性という地平からみれば、それは「あらゆる領域で」男性と対等になるという仕方での、いわば彼女たちの欲望を利用した体制への取り込みとも読めるからである（cf. 若桑 2005: 224）。

仕事を得ることは、彼女たち自身にとっての切実な願いでもあれば、その実現は周囲からも称賛されることである。他方で、軍隊という選択には、家族や親族をはじめとする周囲の親しい者たちからの、理解だけでなく拒絶をも伴う。「国を守る仕事」としてその選択が尊重されることもあれば、「女の子なのに」と周囲のほとんどすべての者が反対することもある。また、彼女たちは恋人からのまなざしにも慎重に反応しており、そこには「従順な女性」であり続けることや、他方で「稼ぐ能力のある魅力的な女性」になることなどの、現代のルワンダで女性として生きることへの葛藤が垣間見える。

軍隊への志願という彼女たちの選択は、現代のルワンダ社会を反映しながら、心許ない未来への憂慮、「つよい」女性という存在への憧れ、一方で女性らしさの維持の切望

など、多層の想いに支えられていた。希望や不安を含み込んだ未決の進路は、友人や恋人、家族や親族などの親しい者たちとのあいだで、相手に応じて語りを調整しながら共有され、ときに配慮されたり反対されたりするなかで、彼女たちの未来として結実していく。そこにはエスニシティやジェンダーなどの、ルワンダでは一見存在しなくなったかにみえる差異と、いまだ格闘している彼女たちの姿があった。

謝 辞

本研究は、一般財団法人竹村和子フェミニズム基金助成事業（平成 27 年度）、公益財団法人村田学術振興財団研究助成（人文科学）（平成 28 年度）、日本学術振興会特別研究員研究奨励費（課題番号：17J04126）（平成 29 年度）によって可能となりました。本稿の執筆にあたっては、ワークショップ「アフリカ紛争後社会と〈若者〉」（代表：橋本茉莉）（2016 年 10 月 31 日、於京都大学）、日本学術振興会科学研究費基盤研究（S）『「アフリカ潜在力」と現代世界の困難の克服—人類の未来を展望する総合的地域研究—』（代表：松田素二）（課題番号：16H06318）ジェンダー・セクシュアリティ班（班長：椎野若菜）第 5 回研究会（2017 年 1 月 27 日、於京都大学）における研究発表の機会、および査読者と編集部の方々に、多数のご助言をいただきました。本研究にかかわる現地調査は、本稿に登場する二人の女性とその周囲の人びとに導かれるようにしておこなわれました。ここに記して感謝申し上げます。

参考文献

- 近藤有希子. 2015. 「沈黙のなかの親密性—ルワンダ南西部における『家族』の再編過程をめぐって—」『アフリカ研究』 88, 13-27.
- 佐藤文香. 2010. 「ジェンダー化される『ポストモダンの軍隊』—『新しさ』をめぐり動員される女性性／男性性—」木本喜美子・貴堂嘉之（編）『ジェンダーと社会—男性史・軍隊・セクシュアリティ—』 pp. 141-169. 旬報社.
- フリューシュトゥック, サビーネ. 2015. 萩原卓也（訳）「モダン・ガール（モガ）としての女性兵士たち—自衛隊のうちとそと—」田中雅一（編）『軍隊の文化人類学』 pp. 39-65. 風響社.

- 武内進一. 2003. 「難民帰還と土地問題—内戦後ルワンダの農村変容—」『アジア経済』44(5/6), 252-275.
- 武内進一. 2009. 『現代アフリカの紛争と国家—ポストコロニアル家産制国家とルワンダ・ジェノサイド—』明石書店.
- 眞城百華. 2017. 「戦う女性たち—ティグライ人民解放戦線と女性—」石原美奈子（編）『現代エチオピアの女たち—社会変化とジェンダーをめぐる民族誌—』pp. 146-179. 明石書店.
- 若桑みどり. 2005. 『戦争とジェンダー—戦争を起こす男性同盟と平和を創るジェンダー—理論—』大月書店.
- Beswick, D. 2012. “The Role of the Military in Rwanda: Current Dynamics and Future Prospects.” in M. Campioni and P. Noack (eds.), *Rwanda Fast Forward: Social, Economic, Military and Reconciliation Prospects*. London, Palgrave Macmillan, pp. 249-264.
- Beswick, D. 2014. “The Risks of African Military Capacity Building: Lessons from Rwanda.” *African Affairs*, 113(451), 212-231.
- Boris, N. W., L. A. Brown, T. R. Thurman, J. C. Rice, L. M. Snider, J Ntaganira, and L. N. Nyirazinyone. 2008. “Depressive Symptoms in Youth Heads of Household in Rwanda: Correlates and Implications for Intervention.” *Archives of Pediatrics and Adolescent Medicine*, 162(9), 836-843.
- Burnet, J. E. 2008. “Gender Balance and the Meanings of Women in Governance in Post-Genocide Rwanda.” *African Affairs*, 107(428), 361-386.
- Burnet, J. E. 2011. “Women Have Found Respect: Gender Quotas, Symbolic Representation, and Female Empowerment in Rwanda.” *Politics and Gender*, 7(3), 303-334.
- Debusscher, P. and A. Ansoms. 2013. “Gender Equality Politics in Rwanda: Public Relations or Real Transformation?” *Development and Change*, 44(5), 1111-1134.
- de Lame, D. 2005. *A Hill among a Thousand: Transformations and Ruptures in Rural Rwanda*. Madison, Wisconsin, The University of Wisconsin Press.
- Eltringham, N. 2004. *Accounting for Horror: Post-Genocide Debate in Rwanda*. London, Pluto Press.
- Gallimore, R. B. 2008. “Militarism, Ethnicity, and Sexual Violence in the Rwandan Genocide.” *Feminist Africa 10 Militarism, Conflict and Women’s Activist*, 10, 9-29.

- Hogg, N. 2010. "Women's Participation in the Rwandan Genocide: Mothers or Monsters?" *International Review of the Red Cross*, 92(877), 69-102.
- Holmes, G. 2014. "Gendering the Rwanda Defense Force: A Critical Assessment." *Journal of Intervention and Statebuilding*, 8(4), 321-333.
- Human Rights Watch (HRW). 1996. *Shattered Lives: Sexual Violence during the Rwandan Genocide and Its Aftermath*. New York, HRW.
- Ingelaere, B. 2010. "Peasants, Power and Ethnicity: A Bottom-Up Perspective on Rwanda's Political Transition." *African Affairs*, 109(435), 273-292.
- Inter-Parliamentary Union, 2017. "Women in National Parliaments." Geneva, Inter-Parliamentary Union, 2017/10/01, <http://archive.ipu.org/wmn-e/classif.htm> (2017/11/27 閱覽)
- Jefremovas, V. 2002. *Brickyards to Graveyards: From Production to Genocide in Rwanda*. Albany, State University of New York Press.
- Jones, W. 2012. "Between Pyongyang and Singapore: The Rwandan State, Its Rulers, and the Military." in M. Campioni and P. Noack (eds.), *Rwanda Fast Forward: Social, Economic, Military and Reconciliation Prospects*, London, Palgrave Macmillan, pp. 228-248.
- Jowell, M. 2014. "Cohesion through Socialization: Liberation, Tradition and Modernity in the Forging of the Rwanda Defence Force (RDF)." *Journal of Eastern African Studies*, 8(2), 278-293.
- Lee, L. M. 2012. "Youth Navigating Social Networks and Social Support Systems in Settings of Chronic Crisis: The Case of Youth-Headed Household in Rwanda." *African Journal of AIDS Research*, 11(3), 165-175.
- Longman, T. 2006. "Rwanda: Achieving Equality or Serving an Authoritarian State?" in H. E. Britton and G. Bauer, Boulder (eds.), *Women in African Parliaments*, Boulder, CO, Lynne Rienner, pp. 133-150.
- McLean Hilker, L. 2012. "Rwanda's 'Hutsi': Intersections of Ethnicity and Violence in the Lives of Youth of 'Mixed' Heritage." *Identities*, 19(2), 229-247.
- McLean Hilker, L. 2014. "Navigating Adolescence and Young Adulthood in Rwanda during and after Genocide: Intersections of Ethnicity, Gender and Age." *Children's Geographies*, 12(3), 354-368.
- Mgbako, C. 2005. "Ingando Solidarity Camps: Reconciliation and Political Indoctrination in Post-Genocide Rwanda." *Harvard Human Rights Journal*, 18, 201-224.
- Nzahabwanayo, S., K. Horsthemke, and T. P. Mathebula. 2017. "Identification and Critique of the

- Citizenship Notion Informing the *Itorero* Training Scheme for High School Leavers in Post-Genocide Rwanda.” *South African Journal of Higher Education*, 31(2), 226-250.
- Pells, K. 2011. ““Keep Going despite Everything?: Legacies of Genocide for Rwanda’s Children and Youth.” *International Journal of Sociology and Social Policy*, 31(9/10), 594-606.
- Pells, K., K. Pontali and T. P. Williams. 2014. “Promising Development?: Children, Youth and Post-Genocide Reconstruction under the Rwandan Patriotic Front (RPF).” *Journal of Eastern African Studies*, 8(2), 294-310.
- Purdeková, A. 2011. *Rwanda’s Ingando Camps: Liminality and the Reproduction of Power*. Working Paper Series No. 80, Refugee Studies Center.
- Republic of Rwanda (RoR). 1999. “Law No. 22/99 of 12/11/1999 to Supplement Book I of the Civil Code and to Institute Part Five Regarding Matrimonial Regimes, Liberalities and Successions.” *Official Gazette of the Republic of Rwanda*, No. 22 of 15/11/1999, Kigali.
- Republic of Rwanda (RoR). 2003. *Constitution of the Republic of Rwanda*. 26 May 2003, Kigali.
- Republic of Rwanda (RoR). 2008. “Law No. 18/2008 of 23/07/2008 Relating to the Punishment of the Crime of Genocide Ideology.” *Official Gazette of the Republic of Rwanda*, No. 20 of 20/10/2008, Kigali.
- Republic of Rwanda (RoR). 2012. “No. 34/2012 of 03/09/2012 Law Establishing Rwanda Defense Forces and Rwanda National Police Shop and Determining Its Mission, Organisation and Functioning.” *Official Gazette of the Republic of Rwanda*, No. 36 of 03/09/2012, Kigali.
- Republic of Rwanda (RoR). 2015. *Role of Women in Peace Building and Conflict Resolution in Rwanda: Evaluation of the Implementation of the 2009-2012 National Action Plan for UNSCR 1325*. Kigali.
- Republic of Rwanda, Ministry of Gender and Family Promotion (RoR MIGEPROF). 2010. *National Gender Policy*. Kigali, RoR MIGEPROF.
- Republic of Rwanda, Ministry of Gender and Family Promotion (RoR MIGEPROF). 2015. “Historical Background of the Ministry.”, <http://www.migeprof.gov.rw/index.php?id=187> (2017/11/29 閱覽)
- Republic of Rwanda, Ministry of Youth, Culture and Sports (RoR MINISPOC). 2005. *National Youth Policy*. Kigali, RoR MINISPOC.
- Republic of Rwanda, Ministry of Youth, Culture and Sports (RoR MINISPOC). 2015. *National Youth Policy toward a HAPPi Generation*. Kigali, RoR MINISPOC.

- Republic of Rwanda, National Institute of Statistics of Rwanda (RoR NISR). 2016. *Rwanda Integrated Household Living Conditions Survey [EICV4] 2013/2014: Thematic Report Economic Activity*. Kigali, RoR NISR.
- Republic of Rwanda, National Unity and Reconciliation Commission (RoR NURC). 2009. *Strategic Plan of Itorero ry'Igifugu, 2009-2012*. Kigali, RoR NURC.
- Rutazibwa, O. U. 2014. "Studying *Agaciro*: Moving Beyond Wilsonian Interventionist Knowledge Production on Rwanda." *Journal of Intervention and Statebuilding*, 8(4), 291-302.
- Ruterana, P. C. 2012. "Children's Reflections on Gender Equality in Fairy Tales: A Rwanda Case Study." *The Journal of Pan African Studies*, 4(9), 85-101.
- Reyntjens, F. 2013. *Political Governance in Post-Genocide Rwanda*. New York, Cambridge University Press.
- Shyaka, A. 2007. "Home Grown Mechanisms of Conflict Resolution in Africa's Great Lakes Region", *Global Studies Review*, 3(1), <http://www.globality-gmu.net/archives/893> (2017/11/28 閲覧)
- Sommers, M. 2006. *Fearing Africa's Young Men: The Case of Rwanda*. Social Development Papers, Conflict Prevention & Reconstruction, No. 32, Washington D. C., The World Bank.
- Sommers, M. 2012. *Stuck: Rwandan Youth and the Struggle for Adulthood*. Athens, Georgia, The University of Georgia Press.
- Sundberg, M. 2016. *Training for Model Citizenship: An Ethnography of Civic Education and State-Making in Rwanda*. London, The Palgrave Macmillan.
- Taylor, C. 1999. *Sacrifice as Terror: The Rwandan Genocide of 1994*. New York, Berg.
- United Nations Department of Economic and Social Affairs/ Population Division (UN DESA), 2006. *World Urbanization Prospects: The 2005 Revision*. New York, UN DESA.
- United Nations International Research and Training Institute for the Advancement of Women (UN INSTRAW). 2006. *Securing Equality, Engendering Peace: A Guide to Policy and Planning on Women, Peace and Security (UN SCR 1325)*. New York, UN INSTRAW.
- War Registers' International, 2016. "Rwanda: Recruitment, Desertion and Prosecution of Soldiers." 2016/12/16, <https://www.wri-irg.org/en/story/2016/rwanda-recruitment-desertion-and-prosecution-soldiers?language=en> (2017/11/27 閲覧)